

## 電気バス普及促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、本県公共交通における電気バスの普及を促進することにより、省エネルギー構造への転換を図るとともに、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善を図り、山梨県電力供給体制強靱化戦略（令和2年8月27日策定）に基づく災害に強いエネルギーシステムの導入を集中的に進めるため、電気バスを導入する一般乗合旅客自動車運送事業者等が実施する電気バス導入事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電気バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を有している電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- (2) 「電気自動車用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって、専ら電気バスに充電するための急速充電設備をいう。
- (3) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡し（電気バスの導入に付随して行われる電気自動車用充電設備の貸渡しを含む。）を業とする者をいう。

### (補助対象事業等)

第3条 補助対象事業の内容、事業の実施者（以下「補助対象事業者」という。）の要件及び事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となり得る経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、電気バス普及促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、知事に対しその定める期間に提出しなければならない。

- 2 交付申請書の提出状況において、申請額の合計が予算の上限に達した場合には、前項の規定にかかわらず、交付申請書の受付を終了するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行い、電気バス普及促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知する。

2 知事は、前項の規定による本補助金の交付決定の審査に当たり、補助対象事業者が自動車リース事業者である場合は、あらかじめリース料に対する補助金の取り扱いが適切であるか確認するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、電気バス普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の配分において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は事業の効果・目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、電気バス普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助対象事業者（補助対象事業者が自動車リース事業者である場合にあっては、補助対象事業者から電気バスを貸与されている一般乗合旅客自動車運送事業者。次号において同じ。）は、やむを得ない場合を除き、大規模停電が発生した際、県からの要請に基づき、避難所等において給電活動を行うものとする。

(5) 補助対象事業者は、本事業により導入される電気バスの事業成果を別に定める電気バス普及促進事業費補助金実施要領の規定に基づき、知事に報告するものとする。

(6) 補助対象事業者（補助対象事業者から電気バスを貸与されている一般乗合旅客自動車運送事業者を含む。）は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

(遂行状況報告)

第7条 補助対象事業者は、知事が本条の規定に基づく遂行状況の報告を求めたときには、指定する期日までに電気バス普及促進事業費補助金遂行状況報告書（様式第4号）を、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は知事が別途指定する期日のいずれかの早い期日までに、

電気バス普及促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 交付決定をした年度に補助事業が完了しない場合は、補助事業者は、当該年度に係る電気バス普及促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添えて交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

#### （額の確定）

第9条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金の額の確定通知書を補助事業申請者に通知する。

#### （補助金の交付方法）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、精算払いにより支払うものとする。

#### （財産処分の制限）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、別表2に掲げる期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、他の補助金の交付を受けている場合、補助対象事業者は、他の補助事業における財産処分の承認を受けた後に、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。この場合において、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生ずる残額）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

#### （書類の保管）

第12条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しておかななければならない。

(指導監督)

第13条 知事は、補助対象事業の実施に関して必要と認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の内容等について説明を求め、帳簿書類等进行检查し、又は必要な指示を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

補助対象事業の内容※1	電気バス導入事業	
	電気バスの導入	電気自動車用充電設備の導入
補助対象事業者	次に掲げる者 イ 県内に住所地がある一般乗合旅客自動車運送事業者 ロ イの事業者に電気バスの貸渡しを行う自動車リース事業者	
補助対象経費	車両本体価格（オプション等の諸費用は含まない。）※2	設備本体価格（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含み、工事費は含まない。）※2
補助対象要件	県内に使用の拠点を置く車両	左記要件を満たす電気バスに専ら充電するための設備
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額※3 ただし、1台あたり1,000万円を上限とする。	補助対象経費に補助率を乗じて得た額※3 ただし、1台あたり100万円を上限とする。
補助率	1 / 3	1 / 4

※1 交付決定日から原則として令和7年2月28日までの間に、電気バスの新車登録をしたもの及び電気自動車用充電設備が導入されたものを補助対象とする。

※2 消費税及び地方消費税は除く。

※3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2

取得財産	財産処分制限期間
電気バス	5年
電気自動車用充電設備	5年

山梨県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

電気バス普及促進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、電気バス普及促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称 電気バス導入事業  
〔 電気バス ・ 電気自動車用充電設備 〕

2 補助事業の目的及び内容

3 交付申請額 金 円

4 添付書類

(1) 事業計画書（様式第1号の2）

(2) 補助金に係る計算書（様式第1号の3）

(3) 誓約書（様式第1号の4）

※ 自動車リース事業者の場合にあっては、電気バスの借受人の誓約書も添付すること

(4) その他の添付書類

- ・ 印鑑証明書（申請日時点で3か月以内に発行のもの（原本又は写し））
- ・ 登記事項証明書（申請日時点で3か月以内に発行のもの（現在事項全部証明書）（原本又は写し））
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の許可証の写し（自動車リース事業者を除く）
- ・ その他事業計画に係る参考となる書類

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号/FAX 番号	
メールアドレス	

## 事業計画書

## 1 事業の概要

導入する車両等	電気バス	台
	電気自動車用充電設備	台

## 2 導入予定車両及び充電設備に関する情報

## (1) 車両※1

メーカー名	
車名※2	
型式	
旅客席数	
台数	
自動車の用途※3	
使用の本拠の位置（予定）	
事業完了（予定）日 ※4	

## (2) 充電設備

メーカー名	
製品名※2	
型式	
台数	
設置場所（予定）	
事業完了（予定）日 ※4	
充電する電気バス※5	

※1 複数台の車両を導入する場合で、導入予定車両等が同一形式等でない場合は、別紙を作成し記載すること。

※2 導入する車両又は充電設備の性能がわかる仕様書、カタログ等の写し、充電設備にあっては、設置場所がわかる地図等を添付すること。

※3 予定している経路や運行距離等について、可能な範囲で、詳細に記載すること。

※4 導入した電気バスの新車新規登録日又は電気自動車用充電設備を設置した日を記入すること。

※5 充電設備により充電する電気バスが、補助対象要件に合致するものであることを確認できるよう記載すること。

3 貸与先の情報（自動車リース事業者のみ記載）※6※7

住所	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者氏名	

※6 複数台の車両又は充電設備を導入する場合であって、その貸与先が異なる場合は別紙を作成して記載すること。

※7 貸与先の登記事項証明書（申請日時点で3か月以内に発行のもの。現在事項全部証明書。原本又は写し）及び一般乗合旅客自動車運送事業の許可証の写しを添付すること。

補助金に係る計算書

1 県補助金の交付申請額 ※1

補助対象経費 ※2 (a)	円/台
補助対象経費×補助率 (b)	円/台
補助金の額 (b)の額又は補助上限額のいずれか低い方 (c)	円/台
申請台数 ※3	台
交付申請額 (d)	円
国の補助金 ※4 (e)	省 庁： 事業名： 補助額： 円/台 × 台 合計 円
国以外の補助金（市町村等） (f)	団体名： 事業名： 補助額： 円/台 × 台 合計 円

※1 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※2 見積書（本体価格が明記されているもの）の写しを添付すること。

※3 申請台数が複数であって、その補助対象経費（a）等が異なる場合は、別紙を用いてそれぞれの額を算出し、（d）の額、（e）及び（f）の合計額を記入すること。

※4 国の補助金の交付申請を行っている場合（申請予定がある場合を含む。）は、その見込額を記載すること。なお、交付決定となっている場合は、交付決定通知書（写）を提出すること。

2 リース料金に対する補助金の取り扱い（自動車リース事業者のみ記載）

--

※ リース料金に対する補助金の取り扱いについては、月額リース料を低減・車両本体価格から低減・借受人に現金で還付のいずれかを記入すること。

※ リース料金の算定根拠明細書を添付すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

様

[ 法人、団体にあつては事務所所在地 ]

住 所 \_\_\_\_\_  
[ 社印または代表者印 ]

(ふりがな)  
法人名 \_\_\_\_\_ ㊟

(ふりがな)  
代表者名 \_\_\_\_\_ ㊟ (男・女)

生年月日 (大正・昭和・平成・令和) \_\_\_\_\_ 年 月 日

（申請者） 殿

山梨県知事

印

電気バス普及促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった電気バス普及促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった電気バス導入事業（電気バス・電気自動車用充電設備の導入）とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助対象事業の期間は、交付決定の日から原則として令和7年2月28日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - （1）補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の効果・目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合はこの限りでない。
  - （2）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - （3）補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - （4）補助対象事業者（補助対象事業者が自動車リース事業者である場合にあっては、補助対象事業者から電気バスを貸与されている一般乗合旅客自動車運送事業者。次号において同じ。）は、やむを得ない場合を除き、大規模停電が発生した際、県からの要請に基づき、避難所等において給電活動を行うものとする。

(5) 補助対象事業者は、本事業により導入される電気バスの運行結果を知事に報告するものとする。

(6) 補助対象事業者（補助対象事業者から電気バスを貸与されている一般乗合旅客自動車運送事業者を含む。）は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

## 6 補助金の交付の条件に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行について報告させることがある。

8 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は令和 年 月 日のいずれかの早い期日までに補助対象事業の成果を記載した電気バス普及促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

なお、交付決定をした年度に補助事業が完了しない場合は、補助事業者は、当該年度に係る電気バス普及促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要な関係書類を添えて交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

電気バス普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、電気バス普及促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号/FAX 番号	
メールアドレス	

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

## 電気バス普及促進事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で報告を求められた電気バス普及促進事業費補助金に係る補助対象事業の実施状況について、次のとおり報告します。

交付決定通知書	令和 年 月 日付け 第 号
電気バス登録状況	<input type="checkbox"/> 済 （令和 年 月 日 登録） <input type="checkbox"/> 未 （令和 年 月 日 登録予定）
電気自動車用充電設備 設置状況	<input type="checkbox"/> 済 （令和 年 月 日 設置） <input type="checkbox"/> 未 （令和 年 月 日 設置予定）
支払状況	<input type="checkbox"/> 済 （令和 年 月 日 支払） <input type="checkbox"/> 未 （令和 年 月 日 支払予定）
他補助金の受給状況 （既に交付決定を受けている 場合は、交付決定通知書 （写）を添付）	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 （複数ある場合は全て記入） 国（ ） 円 市町村（ ） 円 その他（ ） 円
その他	

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号/FAX 番号	
メールアドレス	

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

電気バス普及促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこのことについて、  
電気バス普及促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 実績報告書（様式第5号の2）
- 2 収支決算書（様式第5号の3）
- 3 その他添付書類  
(1) 請求書の写し  
(2) 支払いを証する書類（領収書等）の写し

4 振込先口座

金融機関名	
預金種別	
口座名義（フリガナ）	
口座名義（漢字）	
口座番号	

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号/FAX番号	
メールアドレス	

## 事業報告書

## 1 事業の概要

導入する車両等 ※1	電気バス	台
	電気自動車用充電設備	台

## 2 導入予定車両及び充電設備に関する情報

## (1) 車両※2

メーカー名	
車名	
型式	
旅客席数	
台数	
自動車の用途 ※3	
使用の本拠の位置 ※4	
登録日 ※5 ※6	
代金の支払完了日 ※7	

## (2) 充電設備

メーカー名	
製品名	
型式	
台数	
設置場所※4	
設置日 ※5	
充電する電気バス※8	
代金の支払完了日※7	

※1 写真を添付すること（全体（2方向から撮影したもの（電気バスについては、使用の本拠地において撮影したもの））、型番等がわかるもの）。

※2 複数台の車両を導入する場合で、導入予定車両等が同一形式等でない場合は、別紙を作成し記載すること。

※3 予定している経路や運行距離等について、可能な範囲で、詳細に記載すること。走行を予定している路線等に関する資料を添付すること。

※4 設置場所を明示した地図等を添付すること。

※5 導入した電気バスの新車新規登録日又は電気自動車用充電設備を設置した日を記

入すること。

※6 自動車車検証の写しを添付すること。

※7 領収書等に記載の支払日を記載すること。

※8 設置した充電設備により充電する電気バスの自動車車検証の写しを添付すること。

### 3 貸与先の情報（自動車リース事業者のみ記載）

住所	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者氏名	

※ 複数台の車両又は充電設備を導入する場合であって、その貸与先が異なる場合は別紙を作成して記載すること。

※ 次の書類を添付すること。

- ・貸与料金の算定根拠明細書
- ・電気バス賃貸契約書の写し

収支計算書

1 補助金充当予定額（交付決定額） 円

補助対象経費 (a)	円/台
県の補助金（交付決定額） (b)	円
申請台数	台
1台あたりの県の補助金額	円/台
国の補助金 (c)	省 庁： 事業名： 補助額： 円/台 × 台 合計 円
国以外の補助金（市町村等） (d)	団体名： 事業名： 補助額： 円/台 × 台 合計 円

- ※1 申請台数が複数であって、その補助対象経費（a）等が異なる場合は、別紙を用いてそれぞれの額を算出し、（b）～（d）の合計金額を記入すること。
- ※2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

財産処分承認申請書

電気バス普及促進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、電気バス普及促進事業費補助金交付要綱第10条第3項に基づき、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 他の補助金の交付 有 ・ 無

国の補助金	省 庁： 事業名： 補助額： 円
国以外の補助金（市町村等）	団体名： 事業名： 補助額： 円

5 その他必要な書類

※他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金において財産処分の承認を受けていることを証する書類を添付すること。

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号/FAX 番号	
メールアドレス	